

令和8年3月25日
(2026年)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の行政処分について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり、指定障害福祉サービス事業者の行政処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 対象事業者

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 事業者名 | 株式会社あいうえお |
| (2) 代表者 | 代表取締役 外内 順子 |
| (3) 所在地 | 大阪府吹田市片山町四丁目 27 番 32 号 |

2 対象事業所

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 事業所名 | ケアステーションあいうえお |
| (2) 所在地 | 大阪府吹田市片山町四丁目 27 番 32 号 |
| (3) サービスの種類 | 居宅介護及び重度訪問介護 |
| (4) 指定年月日 | 平成 22 年 10 月 1 日 |
| (4) 事業所番号 | 2711601266 |

3 行政処分内容（処分日）

指定の取消し（令和8年3月24日指定取消通知、同年3月31日指定取消日）

4 指定の取消し理由

- (1) 人員基準違反（法第50条第1項第4号）
令和6年10月から令和7年12月まで、居宅介護等サービス事業所としての従業者の員数が常勤換算方法で2.5人以上を満たしていなかった。
- (2) 運営基準違反（法第50条第1項第5号）
管理者が、給付費について請求根拠の確認や正確なチェック体制を確保しておらず、管理者の責務である、事業所の従業者及び業務の管理その他の一元的な管理、事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。
- (3) 不正請求（法第50条第1項第6号）
令和2年8月から令和7年9月までの期間、一人の従業者が、同日同時間帯に複数の利用者にサービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録等を作成し、介護給付費を請求し受領した。
- (4) 虚偽の報告（法第50条第1項第7号）
管理者は、令和6年9月から令和7年7月まで、サービス提供記録等に居宅介護サービスの提供を行っていない従業者の署名を虚偽記載し、本市に報告を行った。

5 欠格事由該当者

代表取締役 外内 順子

6 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領していた下記の介護給付費を返還させるほか、法第8条第2項の規定により、当該返還額に100分の40を乗じて得た額を加算金として請求する。

返還額（介護給付費）概算 769,859円（他市分含む）

【問い合わせ先】

吹田市福祉部福祉指導監査室

障がい事業者担当

電話番号：06-6105-8007（直通）